

議案第34号

葛飾区児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月5日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

児童会館の位置を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区児童館条例の一部を改正する条例

葛飾区児童館条例（昭和41年葛飾区条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表葛飾区児童会館の項中「東京都葛飾区西新小岩四丁目33番2号」を「東京都葛飾区西新小岩四丁目33番10号」に改め、同表葛飾区小菅児童館の項中「〃 小菅二丁目19番13号」を「〃 小菅二丁目19番1号」に改める。

付 則

この条例中別表葛飾区児童会館の項の改正規定は令和元年9月24日から、同表葛飾区小菅児童館の項の改正規定は同年10月15日から施行する。